行田市デマンドタクシー

市では、高齢者および障害をお持ちの方の移動手段を確保するため、「行田市デマンドタクシー」事業を実施しています。

行田市デマンドタクシーとは、事前に登録した利用者の自宅と、市が指定した乗降場所との間を運行するタクシーのことです。指定乗降場所には、公共機関をはじめ、医療機関や金融機関、商業施設などがあります。

乗降場所が決められている点や、途中下車や寄り道ができない点などが通常のタクシーとは異なり、バスとタクシーの中間的な交通手段となります。

利用できる方

本市に住民登録があり、次のいずれかに該当する方

- ►75歳以上の方
- ►各種障害者手帳をお持ちの方(等級・年齢制限なし)

運行日 年末年始(12月29日～1月3日)を除く毎日

利用時間 午前8時30分～午後5時(予約は、利用日の3日前から利用直前まで)

運行区域 行田市内および秩父鉄道ソシオ流通センター駅前

利用料金 タクシーメーター料金に応じた4段階
①2,000円未満の場合 500円
②2,000円以上3,000円未満の場合 1,000円
③3,000円以上4,000円未満の場合 1,500円
④4,000円以上の場合 2,000円

※1　タクシーメーター料金には、迎車料金が含まれます。
※2　障害者割引を適用の場合は、割引後の額がタクシーメーター料金となります。

利用方法

①事前に利用者登録が必要です。
※申請から登録者証の発行まで2週間程度かかります。
②利用したいタクシー会社へ電話で予約し、乗車場所(自宅または指定乗降場所)まで配車してもらいます。
③乗車の際に登録者証を提示し、目的地(指定乗降場所または自宅)に到着したら、タクシーメーター料金に応じた利用料金を支払います。

利用できるタクシー会社

昭和タクシー株式会社　☎0120-23-4415
熊谷構内タクシー株式会社　☎0120-818-315

児童交通公園の利用

児童交通公園(富士見町2-9　☎555-2300)は、遊びを通じて交通ルールなどを身に付けていただく施設です。個人で利用するときは直接公園事務所へ、また団体で利用するときは、利用予定日の5日前までに交通対策課へ申請してください。公園および自転車などの使用は無料です。

交通安全教室

子ども会、母の会、老人クラブなどの要請に応じて交通安全教室を開いています。開催希望日の1カ月くらい前までに交通対策課へ申し込みください。

道路反射鏡などの設置

道路反射鏡などの交通安全施設を設置してほしい場合は自治会長などを通じて、交通対策課へご相談ください。

行田市交通災害共済

交通事故は、いつ、どこで、あなたや家族に降り掛かるか分かりません。万一の事故に備えて、家族そろってご加入ください。

加入資格 行田市の住民基本台帳に登録されている方

共済会費 1人年額500円

支払い対象事故

日本国内の道路上における走行中の車両による事故(飛行機・船舶の事故を除く)

支払い見舞金

- ►死亡見舞金120万円
- ►後遺障害(身体障害者福祉法5級以上3級以下)見舞金60万円、(2級以上)見舞金70万円
- ►医療見舞金14,000円～14万円(治療日数による)

見舞金の請求

請求に必要な書類は、交通対策課に用意していますので、次の書類などを持参の上、手続きを行ってください。
①交通災害共済会員証　②交通事故証明書
③診断書(実治療日の分かるもの)
※死亡の場合は死亡診断書、受取人の印鑑登録証明書
※請求期間は事故発生から2年以内(後遺障害は3年以内)です。期間を過ぎると見舞金が支払われませんので、ご注意ください。治癒したら早めに請求しましょう。
※交通災害共済は1年契約ですので、期限に注意して再加入の手続きをしましょう。

交通遺児家庭に入学準備金の支給

市では、小・中学校、高校(高等専門学校・専修学校を含む)などに入学する交通遺児家庭へ入学準備金を支給しています。受給資格は、行田市に1年以上居住している保護者で、申請が必要です。

市営住宅

問 埼玉県住宅供給公社 熊谷支所　☎048-577-6043

市営住宅(9団地477戸)の入居の申し込みを受け付けています。市営住宅の家賃は入居者の収入に応じた家賃算定基礎額に住戸面積や立地条件、建築経過年数などを加味して決定します。

申し込み資格

- ►同居する親族(内縁関係および婚約者を含む)がいること。ただし、条件により単身でも入居できる住宅があります。
- ►入居しようとする世帯の収入月額が収入基準の範囲内にあること。
- ►本市内に住所または勤務場所があること。
- ►現に住宅に困窮していることが明らかなこと。
- ►市税(国民健康保険税、軽自動車税を含む)を完納していること。
- ►申込者または同居者が暴力団員でないこと。

申し込み手続き

埼玉県住宅供給公社 熊谷支所までお問い合わせください。

家を建てるときは

問 建築開発課　☎048-550-1551

都市計画法、建築基準法に基づいて、いろいろな制限規定が定められています。建物を建てる際には、あらかじめ建築開発課にご相談ください。

開発許可制度

開発許可制度は、開発区域の規模および予定建築物の用途に応じて、道路、公園、排水、給水などの必要な施設の設置を義務付け、良好な水準の都市形成の誘導を図るとともに、市街化調整区域にあっては一定のものを除き開発および建築などの行為を制限して、無秩序な市街化を防止する目的を達しようとしているものです。

市内で以下の規模の開発行為を行う場合、開発許可申請が必要です。

市内全域(行田都市計画区域)	市街化調整区域	原則、規模にかかわらず必要
	市街化区域	500㎡以上

用途地域の確認を

都市計画法に基づいて、用途地域が定められています。地域によっては建築できる建物とできない建物がありますので、ご注意ください。詳細については、「用途地域別の建築物の用途制限」を参照してください。

建ぺい率・容積率

建ぺい率(建築面積の敷地面積に対する割合)と容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合)は、用途地域によって定められています。

用途地域	建ぺい率	容積率
第一種低層住居専用地域	50%	80%
第一種中高層住居専用地域	60%	200%
第一種住居地域	60%	200%
第二種住居地域	60%	200%
近隣商業地域	80%	200%
商業地域	80%	400%
準工業地域	60%	200%
工業地域	50・60%	200%
工業専用地域	50・60%	200%
無指定(市街化調整区域)	50・60%	100・200%

道路の後退

建物を建てる敷地は、幅員4m以上の道路に2m以上接していなければなりません。ただし幅員4m未満の道路については道路の中心線から2m後退した部分までが道路とみなされ、この部分には建物、門や塀、生け垣などは造ることができません。道路の幅員については管理課でご確認ください。

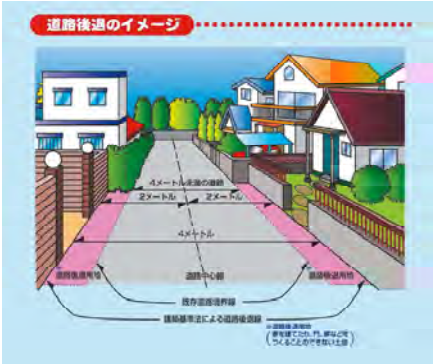

家を建てるときの手続き

新築または増築・改築・移転をするときは、工事を始める前に必ず建築確認申請書を建築開発課または民間確認検査機関に提出しなければなりません。